

毎週火・金曜日発行

# 鳥根縣報

号外第一三五号

(月曜日)

目次

選管規程

海区漁業調整委員会委員選挙事務取扱規程の一部を改正する規程

公職選挙事務取扱規程の一部を改正する規程をここに公布する。

# 島根県選挙管理委員会規程第七号

島根県選舉管理委員会委員長 津田和美

## 公職選挙事務取扱規程の一部を改正する規程

公爵道考爾頓田村夫利（田木二十二）生島村監修の如きは、必ず改めて、必ずよつと改正する。

「第五章 投票」を「第五章 投票及び期日前投票」に改める。

第一十七条中「投票管理者から、」を削る。

第三十一条中「法第四十九条の投票、投票用紙」を「保管する投票用紙」に、「法第四十九条の投票等」を「保管する投票用紙等」に、「別記第一一十七号様式」を「別記第三十号様式」に改める。

第三十一条の次に次の二条を加える。

### (期日前投票における関係規定の適用の特例)

第三十二条の二 期日前投票においては、次の表の上覧に掲げる規定の適用については、

これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとし、第十五条の二、第十七条第一項、第二十三条、第二十八条及び第二十九条の規定は、適用しない。

		選挙人名簿	選挙人名簿の抄本
開票管理者	市町村委員会	左に掲げる書類及び物件を送致しなければならない。	期日前投票調表（第十六号様式の二）を送致しなければならない。
投票調表（第十六号様式）		一 投票調表（第十六号様式）	
令第六十五条 （投票所閉鎖後 送致を受けた不 在者投票）の規 定による不在者 投票	別記第十八号様式 による	二 令第六十五条 （投票所閉鎖後 送致を受けた不 在者投票）の規 定による不在者 投票	
投票	別記第十八号様式に準じて作成した	第三十二条の一の規定により読み替えて適用する 別記第十八号様式	第三十二条の一の規定により読み替えて適用する 別記第十八号様式
開票管理者	市町村委員会及び開票管理者	第二十四条	第二十四条

### (期日前投票所の投票箱閉鎖後の処置)

第二十二条の三  
期日前投票所の投票管理者は、当該期日前投票所を設ける期間の各日

(末日を除く)において開録した投票箱 封印した投票箱のかき 投票録の抄本等については、これをかぎのある場所に保管しなければならない。

### (期日前投票に関する市町村委員会の処置)

かぎ、投票録及び選挙人名簿の抄本等の送致を受けたとき、これらを保管するとき及びこれらを開票管理者へ送致するときについて準用する。

選挙人名簿	選挙人名簿の抄本
開票管理者	市町村委員会

第三十四条中「令第五十六条第一項（選挙人の属する市町村における不在者投票）、同第五十七条第一項（選挙人の属する市町村以外の市町村における不在者投票）、同第五十八条第一項（船員並びに入院中及び未決拘禁中の者等の不在者投票）及び」を「令第五十六条第一項（選挙人の属する市町村以外の市町村における不在者投票）、同第五十七条第一項（選挙人の属する市町村における不在者投票）」に、「及び同第六十五条の十四」を「並びに同第六十五条の十四」に改める。

第三十五条第一項中「第三項」を「令第五十七条第一項」に改める。  
第四十二条第二項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

前二項の規定は、法第四十八条の二第一項の規定により読み替えて適用される法第五

開票管理者が投票箱等の送致を受けた旨  
十五条及び令第四十九条の十の規定により、  
について準用する。

第六十二条（見出しを含む。）中「投票所」を「投票所、期日前投票所」に改める。  
第八号様式の三の次に次の様式を加える。

第8号様式の4(第32条の2)

住 所

氏 名

平成何年何月何日行う何選挙における(何月何日)(何月何日から何月何日の間)の(第何)期日前投票所の投票管理者(投票管理者職務代理者)に選任する。

平成何年何月何日

何市(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名  印

第九号様式の次に次の様式を加える。

第九号様式の二（第三十二条の一）

何選挙管理委員会告示第何号

平成何年何月何日行つ何選挙における期日前投票所の投票管理者並びに投票管理者に事故があり又は投票管理者が欠けた場合において、その職務を代理すべき者を、次のとおり定めた。

平成何年何月何日

何市（町）（村）選挙管理委員会委員長 氏名

第何期日前投票所	第何期日前投票所	第何期日前投票所	期日前投票所名	住 所	投 票 管 理 者
				氏 名	
				職務を行う期日	
				住 所	投 票 管 理 者 氏名
				氏 名	職務を行う期日

第10号様式の2(第32条の2)

第十号様式の次に次の様式を加える。

住 所

氏 名

平成何年何月何日行う何選挙における(何月何日)(何月何日から何月何日の間)の(第何)期日前投票所の投票立会人に選任する。

平成何年何月何日

何市(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名 印又は何市(町)(村)(第何)期日前投票所投票管理者 氏名 印

第十一号様式の次に次の様式を加える。

第十一号様式の二（第三十二条の二）

何選挙管理委員会告示第何号

平成何年何月何日行う何選挙につき、公職選挙法第四十八条の一第二項の規定により読み替えて準用される第四十条第一項ただし書の規定により、第何期日前投票所の開始

（閉鎖）時刻を次のとおり繰り下げる。（繰り上げる。）

平成何年何月何日

開始（閉鎖）時刻 何時

何市（町）（村）選挙管理委員会委員長 氏名

第十一号様式の次に次の様式を加える。

第十二号様式の二（第三十二条の二）

何選挙管理委員会告示第何号

平成何年何月何日行う何選挙における期日前投票所を次のとおり設ける。

平成何年何月何日

何市（町）（村）選挙管理委員会委員長 氏名

期日前投票所を設ける場所 何市（町）（村）（大字何）何番地何々

（二）以上の期日前投票所を設ける場合

期日前投票所名  
期日前投票所を設ける場所

期日前投票所名

期日前投票所名

期日前投票所名

第何期日前投票所	第何期日前投票所	第何期日前投票所	期日前投票所を設ける期間
----------	----------	----------	--------------

第16号様式(第24条)

第何投票区

## (その1) 投票調

区分	分	男	女	計
1 平成何年何月何日現在の登録者数		人	人	人
2 上記1の現在日以後法第24条の規定により登録した者の数				
3 上記1の現在日以後法第24条の規定により抹消した者の数				
4 上記1の現在日以後法第26条の規定により補正登録をした者の数				
上記1の現在日以後法第28条の規定により抹消した者の数	(イ) 死亡者			
	(ロ) 他市町村転出者(4ヶ月経過した者)			
	(ハ) 誤載者			
	5 計 ((イ)+(ロ)+(ハ))			
令第17条の規定により登録の移替えをした者の数	(イ) 他の投票区への移替者			
	(ロ) 他の投票区からの移替者			
	6 計 ((イ)+(ロ))			
7 選挙当日の登録者数 (1+2+3+4+5+6)				
選挙権を有しない者の数	(イ) 犯罪失格者			
	(ロ) 他市町村転出者			
	8 計 ((イ)+(ロ))			
9 確定判決により入場した者の数				
10 期日前投票を行った者のうち選挙の期日までの間に選挙権を有しなくなった者の数				
11 選挙当日の有権者数 (7+8+9+10)				
選挙当日の有権者数のうち	投票者数	(イ) 投票所における投票者数		
		(ロ) 不在者投票者数		
		12 計 ((イ)+(ロ))		
		13 期日前投票者数		
		14 合計 (12+13)		
	棄権者数			
	投票率	%	%	%
12計(投票所における投票者数+不在者投票者数)のうち	点字投票をした者の数			人
	代理投票をした者の数			
	不在者投票をした者の数			

第十五号様式中「第何投票所」の下に「(第何)期日前投票所」を改め、「第何投票区」の下に「(第何)投票所」を加え、「投票所」を「期日前投票所」を加える。

第十六号様式中(その一)を次のように改める。

## 第16号様式の2（第32条の2）

(第何) 期日前投票所

(その1) 期日前投票調

区	分	男	女	計
期日前投票者数		人	人	人
期日前投票者数 のうち	点字投票をした者の数			
	代理投票をした者の数			

第十六号様式の次に次の様式を加える。

## (その2) 仮投票調

(1) 公職選挙法第50条による仮投票

名簿番号	選挙人氏名	拒否の理由	仮投票をさせた理由	不服又は異議の理由

(2) 公職選挙法施行令第41条による（代理投票の）仮投票

名簿番号	選挙人氏名	拒否の理由	仮投票をさせた理由	不服又は異議の理由

### (その3) 代理投票調

第33号様式(第45条)

## 何選挙調査表

何開票区

(その1) 選挙人及び投票者調

区分	男	女	計
1 平成何年何月何日現在の登録者数	人	人	人
2 上記1の現在日以後法第24条の規定により登録した者の数			
3 上記1の現在日以後法第24条の規定により抹消した者の数			
4 上記1の現在日以後法第26条の規定により補正登録をした者の数			
上記1の現在日以後法第28条の規定により抹消した者の数	(イ) 死亡者		
	(ロ) 他市町村転出者(4カ月経過した者)		
	(ハ) 誤載者		
	5 計((イ)+(ロ)+(ハ))		
令第17条の規定により登録の移替えをした者の数	(イ) 他の投票区への移替者		
	(ロ) 他の投票区からの移替者		
	6 計((イ)+(ロ))		
7 選挙当日の登録者数(1+2 3+4 5+6)			
選挙権を有しない者の数	(イ) 犯罪失格者		
	(ロ) 他市町村転出者		
	8 計((イ)+(ロ))		
9 確定判決により入場した者の数			
10 期日前投票を行った者のうち選挙の期日までの間に選挙権を有しなくなった者の数			
11 選挙当日の有権者数(7 8+9+10)			
選挙当日の有権者数のうち	投票者数		
	棄権者数		
	投票率%	%	%
投票者数のうち	点字投票をした者の数		人
	代理投票をした者の数		
	不在者投票をした者の数		
	期日前投票をした者の数		

第十七号様式中「何市(町)(村)第何投票区」を「第何投票区(第何)期日前投票所」に改める。

第二十二号様式中「(開票)区」の下に「(第何)期日前投票所」を加える。

第二十七号様式 削除

第三十三号様式中(その二)を次のように改める。

第四十四号様式中「投票所表札」を「投票所・期日前投票所表札」に改め、「何市(町)(村)何選挙投票所」の下に「(第何)期日前投票所」を加える。

## 附 則

この規程は、公布の日から施行する。

海区漁業調整委員会委員選挙事務取扱規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成十五年十一月一日

島根県選挙管理委員会委員長 津田和美

島根県選挙管理委員会規程第八号

海区漁業調整委員会委員選挙事務取扱規程の一部を改正する規程

海区漁業調整委員会委員選挙事務取扱規程(昭和二十九年島根県選挙管理委員会規程第七号)の一部を次のように改正する。

「第四章 投票」を「第四章 投票及び期日前投票」に改める。

第十二条中「準用公選令」を「準用する公選令」に改める。

第二十七条中「法第九十四条第一項において準用する公選法第四十九条の規定による投票、投票用紙」を「保管する投票用紙」に、「準用公選法第四十九条の投票等」を「保管する投票用紙等」に、「別記第二十四号様式」を「別記第三十一号様式」に改める。

第二十七条の次に次の三条を加える。

(期日前投票における関係規定の適用の特例)

第二十七条の二 期日前投票においては、次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとし、第十四条第一項、第十九条及び第二十四条の規定は適用しない。

第十二条	公選法第二十七号	公選法第四十八条の二第一項の規定により読み替えて適用される公選法第三十七号第二項
第二項	別記第七号様式	別記第七号様式の一

第十三条	公選法第三十八号	公選法第四十八条の二第一項の規定により読み替えて適用される公選法第三十八号第一項又は第二項
第十四条	別記第九号様式	別記第九号様式の一
第十五条	令第六条第二項	令第七条第三項
第十六条	別記第十号様式	別記第十号様式の一
第十七条	投票所	期日前投票所
第十八条	別記第十一号様式	別記第十一号様式の一
第十九条	投票所	期日前投票所
第二十条	投票管理者は	期日前投票所の投票管理者は、当該期日前投票所を設ける期間の各日ににおいて
第二十一条	投票調査表	期日前投票調査表
第二项	投票管理者は	期日前投票所の投票管理者は、当該期日前投票所を設ける期間の末日に
	選挙人名簿	選挙人名簿の抄本
	開票管理者	市町村委員会
	左に掲げる書類及び物件を送致しなければならない。	期日前投票調査表(第十五号様式の一)を送致しなければならない。
	一 投票調査表(第十五号様式)	ければならない。
	二 令第九条で準用する公選令第六十五条(投票所閉鎖後送致を受けた不在者投票)の規定によ	ければならない。

第二十一条	別記第十七号様式による	別記第十七号様式に準じて作成した
第二十二条	第二十条	第二十七条の二の規定により読み替えて適用する
第一項		第二十条
第二十五条	を開票管理者	を市町村委員会及び開票管理者
第一項		

## (期日前投票所の投票箱閉鎖後の処置)

第二十七条の三 期日前投票所の投票管理者は、当該期日前投票所を設ける期間の各日（末日を除く。）において、閉鎖した投票箱、封印した投票箱のかぎ、投票録及び選挙人名簿の抄本等については、これをかぎのある場所に保管しなければならない。

## (期日前投票に関する市町村委員会の処置)

第二十七条の四 第二十七条の二の規定により読み替えて適用する第二十一条、前条及び第三十七条の規定は、市町村委員会が期日前投票所の投票管理者から投票箱、投票箱のかぎ、投票録及び選挙人名簿の抄本等の送致を受けたとき、これらを保管するとき及びこれらを開票管理者へ送致するときについて準用する。

第二十九条中「令第九条で準用する公選令第五十六条第一項（選挙人の属する市町村における不在者投票）、同第五十七条第一項（選挙人の属する市町村以外の市町村における不在者投票）及び同第五十八条第一項（船員並びに入院中及び未決拘禁中の者等の不在者投票）」を「令第九条において準用する公選令第五十六条第一項（選挙人の属する市町村以外の市町村における不在者投票）、同第五十七条第一項及び第二項（選挙人の属する市町村における不在者投票）並びに同第五十八条第一項（船舶、病院、老人ホーム、監獄等における不在者投票）」に改める。

第三十条第二項中「令第九条で」を「令第九条において」に、「第三項」を「同第五十七条第二項」に、「投票管理者」を「関係のある投票管理者（指定投票区を指定している場合には、指定投票区の投票管理者を含む。）」に改める。

第三十七条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前二項の規定は、法第九十四第一項において準用する公選法第四十八条の一第一項の

規定により読み替えて適用される同第五十五条及び令第九条において準用する公選令第四十九条の十の規定により、開票管理者が投票箱等の送致を受けたときについて準用する。

第五十四条（見出しを含む。）中「投票所」を「投票所、期日前投票所」に改める。  
第七号様式の次に次の様式を加える。

第 7 号様式の 2 (第27条の 2 )

住 所

氏 名

何年何月何日行う何海区漁業調整委員会委員選挙における（何月何日）（何月何日から何月何日の間）の（第何）  
期日前投票所の投票管理者（投票管理者職務代理者）に選任する。

何年何月何日

何市（町）（村）選挙管理委員会委員長 氏 名  印

第八号様式の次に次の様式を加える。

第八号様式の二（第二十七条の一）

何選挙管理委員会告示第何号

何年何月何日行つ何海区漁業調整委員会委員選挙における期日前投票所の投票管理者並びに投票管理者に事故があり又は投票管理者が欠けた場合において、その職務を代理すべき者を、次のとおり定めた。

何年何月何日

何市（町）（村）選挙管理委員会委員長 氏名

第何期日前投票所	第何期日前投票所	第何期日前投票所	期日前投票所名		投 票 管 理 者
			住 所	氏 名	
			職務を行う期日		投 票 管 理 者 職 務 代 理 者
			住 所	氏 名	投 票 管 理 者 職 務 代 理 者
			職務を行う期日		投 票 管 理 者 職 務 代 理 者

第9号様式の2(第27条の2)

第九号様式の次に次の様式を加える。

住 所

氏 名

何年何月何日行う何海区漁業調整委員会委員選挙における(何月何日)(何月何日から何月何日の間)の  
(第何)期日前投票所の投票立会人に選任する。

何年何月何日

何市(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名 印又は何市(町)(村)(第何)期日前投票所投票管理者 氏名 印

第十号様式の次に次の様式を加える。

第十号様式の二(第二十七条の二)

何選挙管理委員会告示第何号

何年何月何日行う何海区漁業調整委員会委員選挙につき、漁業法施行令第七条第一項の規定により、第何期日前投票所の開閉時刻を次のとおり定めた。

何年何月何日

何市(町)(村)選挙管理委員会委員長

氏名

開始時刻  
何時  
閉鎖時刻  
何時

第十一号様式の次に次の様式を加える。

第十一号様式の二（第二十七条の二）

何選挙管理委員会告示第何号

何年何月何日行う何海区漁業調整委員会委員選挙における期日前投票所を次のとおり設ける。（変更する。）

何年何月何日

何市（町）（村）選挙管理委員会委員長 氏名

期日前投票所を設ける場所 何市（町）（村）（大字何）何番地何々

（二）以上の期日前投票所を設ける場合（印）

期日前投票所名 期日前投票所を設ける場所

期日前投票所

期日前投票所

期日前投票所

第何期日前投票所	第何期日前投票所	第何期日前投票所	期日前投票所を設ける期間
----------	----------	----------	--------------

第15号様式(第20条)

## 石見区漁業調整委員会委員選挙投票調査表

第何投票区

(その1) 投票調

区分		男	女	計
1 選挙人名簿確定の日においてこれに登録された者の総数		人	人	人
2 法第89条第6項の規定による確定判決書により登録した者の数				
法第89条第6項の規定により修正した者の数	(イ) 死亡者(解散) (ロ) 確定判決による抹消者 3 計((イ)+(ロ))			
選挙権を有しない者の数	(イ) 誤載者 (ロ) 犯罪失格者 (ハ) 他の海区の市町村転出者 (ニ) その他 4 計((イ)+(ロ)+(ハ)+(ニ))			
5 確定判決書等により入場した者の数				
6 期日前投票を行った者のうち選挙の期日までの間に選挙権を有しなくなった者の数				
7 選挙当日の有権者数(1+2+3+4+5+6)				
選挙当日の有権者数のうち	(イ) 投票所における投票者数 (ロ) 不在者投票者数 投票者数 8 計((イ)+(ロ)) 9 期日前投票者数 10 合計(8+9) 棄権者数 投票率	%	%	%
8 計(投票所における投票者数+不在者投票者数)のうち	点字投票をした者の数 代理投票をした者の数 不在者投票をした者の数	人		

第十四号様式中「第何投票所」の下に「(第何)期日前投票所」を加え、「投票所」に改め、「第何投票区」の下に「(第何)

期日前投票所」を加える。  
第十五号様式中(その一)を次のように改める。

## 第15号様式の2（第27条の2）

## 何海区漁業調整委員会委員何選舉期日前投票調表

(第何) 期日前投票所

### (その1) 投票調

区分	男	女	計
期日前投票者数	人	人	人
期日前投票者数 のうち	点字投票をした者の数		
	代理投票をした者の数		

第十五号様式の次に次の様式を加える。

## (その2) 反投票調

(1) 法第94条第1項で準用する公選法第50条による仮投票

名簿番号	選挙人氏名 (法人の名称)	拒否の理由	仮投票をさせた理由	不服又は異議の理由

(2) 令第9条で準用する公選令第41条による（代理投票の）仮投票

名簿番号	選挙人氏名 (法人の名称)	拒否の理由	仮投票をさせた理由	不服又は異議の理由

### (その3) 代理投票調

第30号様式(第40条、第41条)

## 何海区漁業調整委員会委員何選挙調査表

何開票区

(その1) 選挙人及び投票者調

区分		男	女	計
1 選挙人名簿確定の日においてこれに登録された者の総数		人	人	人
2 法第89条第6項の規定による確定判決書により登録した者の数				
法第89条第6項の規定により修正した者の数	(イ) 死亡者(解散) (ロ) 確定判決による抹消者 3 計((イ)+(ロ))			
選挙権を有しない者の数	(イ) 誤載者 (ロ) 犯罪失格者 (ハ) 他の海区の市町村転出者 (ニ) その他 4 計((イ)+(ロ)+(ハ)+(ニ))			
5 確定判決書等により入場した者の数				
6 期日前投票を行った者のうち選挙の期日までの間に選挙権を有しなくなった者の数				
7 選挙当日の有権者数(1+2+3+4+5+6)				
選挙当日の有権者数のうち	投票者数 棄権者数 投票率%	%	%	%
投票者数のうち	点字投票をした者の数 代理投票をした者の数 不在者投票をした者の数 期日前投票をした者の数			人

第十六号様式中「何市(町)(村)第何投票区」を「第何投票区(第何)期日前投票所」に改める。  
 第十九号様式中「(開票)区」の下に「(第何)期日前投票所」を加える。

第二十四号様式削除  
 第三十号様式(その二)を次のように改める。

第三十九号様式中「投票所表札」を「投票所・期日前投票所表札」に改め、「何市（町）（村）何海区漁業調整委員会委員選挙投票所」の下に「（第何）期日前投票所」を加える。

附則

この規程は、公布の日から施行する。

平成15年12月1日

島根県報

号外第135号(22)

平成十五年十一月一日発行

発行者

島

根

県

印刷所

松江市立学園南町

松島陽根印刷所

定価一箇月  
金一千四百二十円

(送料共)

毎週火・金曜日発行